

平成 29 年 第 11 回

柳川市農業委員会総会議事録

平成 29 年 11 月 10 日

柳川市農業委員会

第11回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年11月10日 午後2時～午後2時55分

場 所 大和庁舎 大会議室

出欠者 出席者 31名 欠席者 6名

議 題 議案第62号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第63号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第64号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第65号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第66号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

3. 農業用施設への転用届出について

出席委員（31名）

1番	龍	光	義	2番	藤	吉	篤三郎		
3番	猿	渡	昭	光	4番	松	藤	正	之
5番	田	中	雅	美	6番	龍	繁	樹	
8番	小	宮	カヲル	10番	高	田	一	利	
13番	椛	島	練	二	14番	高	田	學	
15番	大	淵	秀	樹	16番	梅	崎	武	秀
17番	田	中	政	寛	18番	野	口	秀	一
19番	太	田	英	介	20番	樽	見	哲	也
21番	三小	田	由	勝	22番	江	崎	保	夫
23番	松	藤	和	彦	24番	松	藤	一	利
25番	津	村	利	正	26番	大	津	敏	男
28番	櫻	木	利	和	29番	田	中	満	義
30番	久	保	泰	道	31番	與	田	義	之
32番	三	浦	榮	一	33番	藤	丸	正	勝
34番	島	添	茂	樹	35番	鶴	田	信	行
37番	新	開	延	孝					

欠席委員（6名）

7番	堤	保	久	9番	山	田	善	治
11番	乘	富	日登士	12番	梅	崎	和	弘
27番	松	藤	政	義	36番	吉	開	健

本会議に出席した事務局職員

事務局長 石川 時宗

事務局次長 森田 由猪佳

事務局職員 田中 道博

午後2時 開会

○事務局長（石川時宗君）

それでは、定刻になりましたので、総会を始めさせていただきます。

起立、礼、着席願います。

本日は新開会長が出席でございますので、したがいまして、柳川市農業委員会会議規則第4条の規定に基づいて会長が議長となりますので、最後までよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、新開会長よろしくお願ひいたします。

○議長（新開延孝君）

皆さんこんにちは。委員の皆様方におかれましては、公私とも大変お忙しい中に、しかも、水稻の取り入れが終わったばかりで委員の皆様方も大変お疲れのところ、本日の農業委員会総会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。これからまた大豆収穫、それが済むと麦の播種作業と、大変忙しい日が毎日続くわけでありますが、何と申しましても、委員の皆様方の健康管理が第一です。それと同時に、最近では農機具の事故が大変多発しているということで、農作業時には事故がないように、くれぐれも安全運転で作業されますよう、よろしくお願ひいたします。

それから、先月の10月27日は、3年に一度の福岡県農業会議南筑後支部の研修会が大牟田のガーデンホテルで開催されましたが、委員の皆様方の協力のもとに無事終わりましたことを、皆さん方に報告しておきます。大変ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の出席委員は31名、定足数であります。よって、ただいまから平成29年第11回柳川市農業委員会総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

平成29年

第11回柳川市農業委員会総会議案

議案第62号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第63号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第64号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第65号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について
議案第66号

1. 柳川市農用地利用集積計画について
報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出について
3. 農業用施設への転用届出について

その他

平成29年11月10日提出

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

○議長（新開延孝君）

今回提案しております案件は、議案第62号から議案第66号までの5件と報告3件であります。

本日の議事録署名委員に、14番高田學委員、22番江崎保夫委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第62号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規

定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積317平米外2筆、合計2,752平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積59アール、耕作面積19アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員2名。所有面積92アール、耕作面積92アール。移転理由、経営縮小。契約種類、賃貸借権の設定。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,869平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員1名。所有面積59アール、耕作面積19アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積18アール、耕作面積18アール。移転理由、離農。契約種類、売買。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積290平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員2名。所有面積131アール、耕作面積155アール。移転理由、受贈。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積9アール、耕作面積9アール。移転理由、贈与。契約種類、贈与。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積64平米外1筆、合計183平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員1名。所有面積57アール、耕作面積57アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員ゼロ名。所有面積8アール、耕作面積8アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,010平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員2名。所有面積324アール、耕作面積235アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員1名。所有面積44アール、耕作面積44アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積135平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員4名、稼働員1名。所有面積ゼロアール、耕作面積6アール。移転理由、受贈。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積1アール、耕作面積1アール。移転理由、贈与。契約種類、贈与。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号番1は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの賃貸借権

の設定の申請であります。

申請番号2番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請であります。代金は〇〇円。

申請番号3番は、〇〇さんがおじへ贈与のため、おいから受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号4番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号5番は、〇〇さんが離農のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号6番は、〇〇さんが贈与のため、受贈する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号1番から5番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。申請番号6番は、譲受人の経営面積が下限面積40アール未満ではありますが、農地法施行令第6条第3項の3号に「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること」と認められていることにより、許可するものであります。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第62号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第62号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第63号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙4条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積288平米。申請人、〇〇。転用目的、露天駐車場。所要面積288平米。立地条件、東・宅地、西・道路、南・境内地、北・宅地。転用詳細、露天駐車場建設のため。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,919平米。申請人、〇〇。転用目的、共同住宅（2棟）。所要面積1,919平米。立地条件、東・道路、5条申請地、西・用悪水路、南・雑種地、田（申請人）、北・宅地、5条申請地。転用詳細、共同住宅（2棟）建設のため。建築面積400.34平米。建ぺい率20.8%。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積61平米。申請人、〇〇。転用目的、貸し資材倉庫用地。所要面積61平米。立地条件、東・宅地、西・宅地、南・用悪水路、北・宅地。転用詳細、貸し資材倉庫用地建設のため。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、宮司を営んでいる〇〇さんが申請地に露天駐車場を建設するための申請であります。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんが申請地に共同住宅（2棟）を建設するための申請であります。

場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、〇〇さんが申請地に貸し資材倉庫用地を建設するための申請であります。

場所は別紙箇所図の3番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明いたします。

申請番号1番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番の農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号3番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は敷地拡張として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第63号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第63号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第64号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙5条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積192平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、ノリ養殖用資材置き場。所要面積192平米。契約種類、売買。立地条件、東・道路、西・鉄道用地、南・雑種地、北・雑種地、墓地。転用詳細、ノリ養殖用資材置き場建設のため。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1.69平米。申請人、〇〇外〇名。相手方、〇〇。転用目的、住宅用地。所要面積1.69平米。契約種類、交換。立地条件、東・宅地、西・宅地、南・宅地、北・田（申請人）。転用詳細、住宅用地建設のため。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積74平米外1筆、合計1,008平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇外〇名。転用目的、建て売り住宅（3戸）。所要面積1,008平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・通路、南・堤、北・道路。転用詳細、建て売り住宅（3戸）建設のため。建築面積315.48平米。建ぺい率31.3%。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積1,057平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、共同住宅（1棟）。所要面積1,057平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・道路、西・宅地、南・宅地、北・宅地。転用詳細、共同住宅（1棟）建設のため。建築面積332.51平米。建ぺい率31.4%。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積129平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。所要面積129平米。契約種類、使用貸借権の設定。立地条件、東・田（申請人）、西・道路、南・田（申請人）、北・宅地。転用詳細、一般住宅建設のため。既存宅地110平米、建築面積91平米。建ぺい率38%。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積236平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、建設資材置き場。所要面積236平米。契約種類、売買。立地条件、東・雑種地、西・鉄道用地、南・雑種地、北・鉄道用地。転用詳細、建設資材置き場建設のため。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積112平米外1筆、合計314平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。所要面積314平米。契約種類、売買。立地条件、東・道路、西・用悪水路、南・宅地、北・宅地。転用詳細、自己用住宅建設のため。建築面積87.55平米。建ぺい率27.8%。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積806平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置き場。所要面積806平米。契約種類、賃貸借権の設定。立地条件、東・道路、西・4条申請地、南・4条申請地、北・宅地。転用詳細、資材置き場建設のため。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積249平米。申請人、〇〇外〇名。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。所要面積249平米。契約種類、売買。立地条件、東・道路、西・畑（申請人）、南・道路、北・宅地。転用詳細、一般住宅建設のため。建築面積57.13平米。建ぺい率22.9%。

申請番号10番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積827平米外3筆、合計2,794平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、美容学校施設用地。所要面積2,794平米。契約種類、売買。立地条件、東・用悪水路、西・宅地、南・道路、宅地、北・田（承諾あり）、用悪水路。転用詳細、美容学校施設用地建設のため。研修施設用地1,544平米、建築面積345.75平米。建ぺい率22.4%。駐車場用地1,200平米、通路用地50平米。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、漁業を営んでいる〇〇さんが申請地にノリ養殖用資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんと〇〇さんが申請地に住宅用地を建設するための申請であります。契約の種類は交換。場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、株式会社〇〇さんが申請地に建て売り住宅（3戸）を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の3番です。

申請番号4番は、不動産賃貸業を営んでいる〇〇さんが申請地に共同住宅（1棟）を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の4番です。

申請番号5番は、〇〇さんが申請地に一般住宅を建設するための申請であります。契約の種類は使用貸借権の設定。場所は別紙箇所図の5番です。

申請番号6番は、建設業を営んでいる〇〇さんが申請地に建設資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の6番です。

申請番号7番は、〇〇さんが申請地に一般住宅を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の7番です。

申請番号8番は、〇〇さんが申請地に資材置き場を建設するための申請であります。契約の種類は賃貸借権の設定。場所は別紙箇所図の8番です。

申請番号9番は、〇〇さんと〇〇さんが申請地に一般住宅を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の9番です。

申請番号10番は、〇〇さんが申請地に美容学校施設用地を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の10番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番、6番、8番の農地区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番、3番、7番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号4番の農地の区分は、おおむね500メートル以内に〇〇駅があり、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号5番、9番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号10番の農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居専用地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第64号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第64号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第65号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第65号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積927平米外1筆。申出人、〇〇外〇名。理由、平成29年10月6日申し出（経営縮小のため）。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,968平米。申出人、〇〇。理由、平成29年10月20日申し出（経営縮小のため）。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の1番は大和地区と三橋地区です。2番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。議案第65号の申請番号1番の大和地区と2番は21番三小田由勝委員、22番江崎保夫委員、28番櫻木利和委員。申請番号1番の三橋地区は31番與田義之委員、32番三浦榮一委員、36番吉開健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、申請番号1番と2番は先ほどの6名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第65号については先ほどの6名の委員を指名することに決定いたしました。

次は、議案第66号 柳川市農用地利用集積計画について、所有権移転の整理番号1番を議題といたします。

本案は、議席番号〇〇番〇〇委員の提出議案となっておりますので、柳川市農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇委員の退席をお願いします。

〔〇〇委員 退席〕

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第66号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙、農用地利用集積事業公告概要表、所有権移転関係をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成29年11月13日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積2万6,769平米。筆数17筆。売り手11名、買い手2名。

続きまして、各筆明細をごらんください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況、田。面積1,862平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、倉重博文。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成29年11月24日。対価〇〇円。対価の支払方法、〇〇。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号1番、住所、〇〇。氏名、〇〇。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第66号、申請番号1番について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第66号、整理番号1番については提案どおり承認することに決定いたしました。

ここで、〇〇委員の退席を解除します。

〔〇〇委員 着席〕

○議長（新開延孝君）

続きまして、議案第66号 柳川市農用地利用集積計画について、所有権移転の整理番号2

番から9番及び利用権設定を議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

各筆明細。整理番号2番、所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況、田、面積740平米外1筆、合計2,251平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、〇〇。氏名、〇〇。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成29年11月24日。対価〇〇円外1筆、合計〇〇円。対価の支払方法、〇〇。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号2番、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、倉重博文。外7件です。

続きまして、利用権設定関係をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成29年11月15日。

1. 利用権設定関係。こちらにつきましては、合計部分のみを朗読いたしますので、6ページをごらんください。

合計。存続期間。始期、平成29年11月15日。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、水稻・麦・大豆。面積84万7,264.75平米。筆数590筆。関係農家数、貸し手249戸、借り手157戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、ハウス。面積1万2,918平米。筆数8筆。関係農家数、貸し手6戸、借り手7戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別・畑。対象作物、水稻・麦・大豆。面積3,348.05平米。筆数7筆。関係農家数、貸し手2戸、借り手2戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、水稻・麦・大豆。面積21万1,899.58平米。筆数167筆。関係農家数、貸し手41戸、借り手41戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目別・畑。対象作物、水稻・麦・大豆。面積1,440.24平米。筆数8筆。関係農家数、貸し手6戸、借り手6戸。

合計面積、107万6,870.62平米。合計筆数780筆。合計関係農家数、貸し手304戸。合計関係農家数、借り手213戸。

詳細につきましては、各筆明細をごらんください。

続きまして、利用権設定関係【農地利用集積円滑化事業】をごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成29年11月15日。

1. 利用権設定関係【農地利用集積円滑化事業】。こちらにつきましても合計部分のみを朗読いたしますので、裏面の合計欄を一緒にごらんください。

合計。存続期間。始期、平成29年11月15日。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目別・田。対象作物、水稻・麦・大豆。面積6,424平米。筆数3筆。関係農家数、貸し手3戸、借り手3戸。

詳細につきましては、各筆明細のとおりです。

以上、今回付議された農用地利用集積計画につきましては、全ての農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第66号、所有権移転の整理番号2番から9番及び利用権設定について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第66号、所有権移転の整理番号2番から9番及び利用権設定については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

こちらにつきましては、合意解約に関する内容です。

受理番号1番、受理月日、平成29年9月27日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,160平米外1筆、合計4,601平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。摘要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。外17件です。

続きまして、10ページをごらんください。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約（農地法第18条第6項の規定による通知書）。

受理番号1番、受理月日、平成29年10月6日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,364平米外1筆、合計3,849平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。外57件です。

11ページに参ります。

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年10月3日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積58平米外1筆、合計114平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。摘要条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、平成28年8月10日。外3件です。

続きまして、12ページをごらんください。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約（農地の使用貸借合意解約届出書）。

受理番号1番、受理月日、平成29年10月6日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,540平米。使用貸人、〇〇外〇名。使用借人、〇〇。適用条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、平成29年10月6日。外11件です。

3. 農業用施設への転用届出について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したの

で報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年10月20日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,454
平米のうち90平米。届出者、〇〇。耕作面積382アール。備考、農業用倉庫転用面積90平米。
以上です。

○議長（新開延孝君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第11回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はまこと
にありがとうございました。

午後2時55分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年11月10日

柳川市農業委員会会長 新開延孝

会議録署名委員 高田 學

〃 江崎保夫